

17年介護事業経営実態調査等について

1. 調査の目的

介護報酬は各々のサービスの平均費用の額等を勘案して設定することとしていることから、各々の介護サービスについての費用等についての実態を明らかにし、介護報酬設定のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査事項

(1) 介護保険施設

平成17年3月の1月間における施設の事業及び併せて行う居宅サービスの各事業の実施状況及び収入と支出の状況 等

(2) 指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者

平成17年3月の1月間における各事業の実施状況及び収入と支出の状況等

3. 14年介護事業経営実態調査(前回)からの変更点

前回調査を基本的に踏襲し、前回と同様の調査事項、抽出率で調査を行う。調査方法については、従来 of 郵送方式のみから、ホームページを利用した電子調査票の提出も可能とした。

4. 17年介護事業経営実態調査の有効回答率の向上方策

- (1) 自動チェックを組み込んだ電子調査票による調査を行うことにより、誤記入の防止(有効回答の向上)を図る。
- (2) 複数事業を行っている事業者の事業毎の費用按分を厚生労働省側で行う等記入事項を簡素化し記入者負担の軽減を図る。
- (3) 福祉系の調査票について、会計処理に合わせた調査票の設計にし、記入者負担の軽減を図る。
- (4) 過去の調査で問い合わせ、誤記入が多かった事項について記入例等を記入要綱にのせ、記入要綱の充実を図る。
- (5) 本調査ホームページにQ&Aを掲載し、簡易な疑義に随時対応できるようにする。
- (6) フリーダイヤルによる問い合わせデスクを設置し、複数いるオペレータが迅速かつ正確に対応できるように問い合わせ内容の登録・閲覧・検索ができるシステムを開発。
- (7) 葉書による督促や電話による督促を行う。
- (8) 調査票にあらかじめ、調査客体の事業所名、住所、電話番号等をプレプリントして配布する。

5. 調査客体

介護保険法により厚生労働大臣の指定する地域区分、開設主体等により各サービス毎に層化を行い、1/2～1/3を無作為に抽出

	母集団	抽出率	抽出客体数
介護老人福祉施設記入票	5,077	1/3	1,692
介護老人保健施設記入票	3,012	1/3	1,004
介護療養型医療施設(病院)票	2,559	1/3	853
介護療養型医療施設(診療所)票	1,252	1/2	626
居宅サービス(福祉系)記入票	15,915	1/2	7,958
居宅サービス(医療系)記入票	1,600	1/3	533
訪問看護ステーション記入票	5,060	1/3	1,687
認知症(痴呆)対応型共同生活介護記入票(福祉系)	2,790	1/3	930
認知症(痴呆)対応型共同生活介護記入票(医療系)	804	1/2	402
特定施設入所者生活介護記入票(ケアハウス)	83	1/2	42
特定施設入所者生活介護記入票(有料老人ホーム)	398	1/2	199
	38,550		15,926

6. 調査の期日

平成17年3月の状況を平成17年5月に提出

7. 介護事業経営概況調査について

平成16年9月に介護事業経営概況調査(約1/20を抽出)を実施した。現在、調査票の記入内容のチェック、問い合わせ等の集計作業を行っており、取りまとめ次第公表の予定である。

今後のスケジュール (案)

<備考>

平成17年

3月

○第22回分科会開催

4月

5月

平成17年10月改定事項

○平成17年10月改定事項について検討開始

6月

7月

○諮問・答申 (予定)

8月

○介護報酬告示・指定基準公布 (予定)

○改定事項に係るシステム変更等の準備

9月

10月

○平成17年10月改定事項施行

11月

12月

○平成18年度
予算概算要求

○平成18年度
政府予算案決定

平成18年

1月

○諮問・答申 (予定)

2月

○介護報酬告示・指定基準公布 (予定)

3月

○改定事項に係るシステム変更等の準備

4月

○平成18年4月改定事項施行